Ⅲ 調査の概要

1 目的

平成 21 年経済センサス - 基礎調査(以下「調査」という。)は、すべての産業分野における事業所および企業の従業者規模等の基本的構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための基礎資料を得ることを目的としています。

2 根拠法令

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査です。

3 調査日

平成21年7月1日(第1回調查)

4 調査の対象

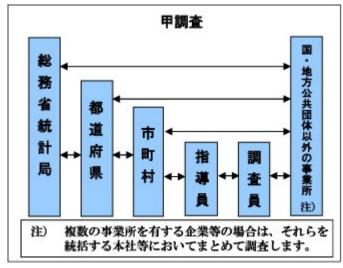
農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業および外国公務に属する事業所を除くすべての事業所および企業。

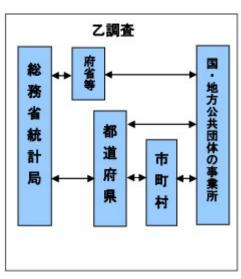
5 調査の方法

調査は、「甲調査」および「乙調査」の2つの方法に分けて実施しました。

甲調査は、すべての民営事業所を、乙調査は、国および地方公共団体の事業所を対象としています。

また調査は、対象となる事業所および企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県、市町村による調査に分けて行いました。





ア 甲調査

- ・調査員による調査 (一定規模以下の事業所および企業を対象) 調査員が直接調査対象事業所を訪問して調査票を配布・回収
- ・総務省、都道府県、市町村による調査 (一定規模以上の事業所および企業を対象) 総務省、都道府県もしくは市町村がインターネットまたは郵送により調査票を配布・回収

イ 乙調査

市町村の調査事業所にあっては市町村長が、都道府県の調査事業所にあっては都道府県知事が、国 の調査事業所にあっては総務大臣が各府省の長を通じ、調査事業所ごとに調査票を配布・回収

6 調査事項

- (1) 甲調査
- ア 事業所に関する事項
 - (ア) 名称および電話番号
 - (イ) 所在地
 - (ウ) 開設時期
 - (工) 従業者数
 - (オ) 事業の種類
 - (カ) 業態
- イ 企業に関する事項
 - (ア) 経営組織
 - (イ) 資本金等の額
 - (ウ) 外国資本比率
 - (工) 決算月
 - (オ) 持株会社か否か
 - (カ) 親会社の有無
 - (キ) 親会社の名称
 - (ク) 親会社の所在地および電話番号
 - (ケ) 子会社の有無および子会社の数
 - (コ) 法人全体の常用雇用者数
 - (サ) 法人全体の主な事業の種類
 - (シ) 支所数の有無および支所数の数
 - (ス) 本所の名称
 - (セ) 本所の所在地および電話番号

(2) 乙調査

- (ア) 名称
- (イ) 電話番号
- (ウ) 所在地
- (エ) 職員数
- (オ) 事業の種類
- (カ) 事業の委託先の名称、電話番号および所在地

Ⅳ 用語の解説

1 用語の解説

(1) 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位で、原則として次の二つの要件を備えているものをいいます。 ア 一定の場所(一区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。 イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

事業内容等が不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容等が不明の事業所をいいます。

派遣従業者のみの事業所

いわゆる労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業 所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいいます。

(2) 異動状況別事業所

ア 存続事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成18年事業所・企業統計調査で調査された事業所をいいます。

また、商業・法人登記等の行政記録で新たに把握した事業所のうち、平成18年以前に開設した事業所も存続事業所とします。

イ 新設事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成18年事業所・企業統計調査以降に開設した事業所をいいます。

ウ 廃業事業所

平成18年事業所・企業統計調査で調査された事業所のうち、平成21年経済センサスー基礎調査で把握されなかった事業所をいう。

(3) 経営組織

民 営

国および地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

ア 個人経営

個人が事業を経営している場合をいいます。

会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営になります。

イ法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいいます。

①会 社

株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社および外国の会社をいいます。ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のものまたは会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいいます。

②会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、前述の会社以外の法人をいいます。例えば、独立行政法人、特殊 法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合(法 人格を持つもの)、農(漁)業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫な どが含まれます。

ウ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合(法人格を持たないもの)の事業所などが含まれます。

(4) 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類(原則として過去1年間の収入額または販売額の多いもの)により、日本標準産業分類(平成19年11月6日総務省告示第618号)に基づき分類しました。

(5) 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めません。

ア 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。

イ 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、給与を受けている人をいいます。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給 与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含めます。

ウ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人もしくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人または 調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいいます。

①正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいいます。

②正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」またはそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

工 臨時雇用者

1 か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人など、常用雇用者の定義に 当てはまらない人をいいます。

オ 派遣従業者 (別経営の事業所への派遣従業者)

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

(6) 別経営の事業所からの派遣従業者

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら、当該事業所に来て働いている人をいう。

(7) 事業従事者

当該事業所で実際に働いている人をいいます。

「従業者」から「別経営の事業所への派遣者」を除き、「別経営の事業所からの派遣従業者」を含めて「事業従事者」とします。

(8) 事業所の開設時期

会社や企業の創設時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

(9) 本所・支所の別

ア 単独事業所

他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所をいいます。

イ 本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所(支社・支店)などがあって、それらの全てを総括している事業所 をいいます。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる る事業所を本所とし、他は支所とします。

ウ 支所(支社・支店)

他の場所にある本所の総括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の総括を受ける一方で、 下位の事業所を総括している中間的な事業所も支所とします。支社・支店のほか、営業所、出張所、 工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれます。

(10) 企業等

事業・活動を行う法人(外国の会社を除く)および個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となります。

具体的には、会社企業、会社以外の法人および個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となります。

会社企業

経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社および相互会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。

(11) 資本金額

株式会社(有限会社を含む)については資本金の額、合名会社、合資会社および合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

(12) 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類(企業全体の過去1年間の総収入額または総販売額の最も多いもの)により分類しています。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一です。

(13) 親会社・子会社

ア 親会社

当該会社の議決権を、50%を超えて直接所有している会社をいいます。ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とします。

イ 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいいます。また、子会社あるいは当該会社と 子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も含みます。ただし、50%以下であっても、 当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含みます。